

公 告

松前町が発注する次の工事については、入札後審査型一般競争入札の方法により契約を締結するので、入札に参加する者に必要な資格等について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 4 年 9 月 26 日

松前町長 岡 本 靖

1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 第 1－46 号
- (2) 入 札 名 白鶴保育所改築電気設備工事
- (3) 工事場所 伊予郡松前町大字上高柳
- (4) 工事概要 鉄骨造 2 階建 延床面積 1,104.89 平方メートルの新築に係る電気設備工事（受変電設備、発電設備、テレビ共同受信設備、拡声設備及び自動火災報知設備等を含む。）
- (5) 工 期 契約締結の日（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 3 月 30 日公布）第 2 条の規定に該当する場合は、松前町議会議決の日）の翌日から令和 5 年 10 月 31 日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 最低制限価格制度 適用あり（事後公表）

2 入札参加者の資格

入札参加者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 単体企業であること。
- (2) 「白鶴保育所改築工事設計業務」の受注者である株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所（伊予郡松前町大字浜字八反地 956 番地 2）と資本又は人事面において関連を有する者でないこと。

なお、「資本金又は人事面において関連する者」とは、次に該当する者をいう。

ア 対象者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ 対象者の代表権を有する役員を兼ねている者

- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により電気工事業につき特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 当該工事の公告日において、電気工事業につき松前町財務規則（昭和 62 年松前町規則第 2 号）

以下「財務規則」という。)第148条第4項に規定する有資格業者名簿(令和3・4年度)に登載され、かつ、その格付等級がAであること。

(5) 本店、支店及び営業所を四国内(愛媛県、香川県、徳島県及び高知県)に有すること。

(6) 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項の規定に該当する建設工事の場合は、その工事現場専任の者でなければならない。

ア 主任技術者にあつては、電気工事業に関して建設業法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当していること。

イ 監理技術者にあつては、電気工事業に関して建設業法第15条第2号イに該当し、かつ、監理技術者講習を修了していること。

ウ 入札参加申込日において、3ヶ月以上の恒常的雇用関係にあること。

(7) この公告日から落札者決定の日までの期間において、本町の入札参加資格停止(指名停止)を受けていないこと。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続の開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(9) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

3 契約条項を示す場所並びに問合せ先及び設計図書を貸与する場所

(1) 担当部局 松前町出納局会計課

(2) 電話番号 089-985-4157(直通)

(3) F A X 番号 089-985-4148(代表)

(4) 電子メールアドレス 613keiyaku@town.masaki.ehime.jp

(5) 住 所 郵便番号 791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

4 入札参加資格の審査

(1) 入札参加をしようとする者は、競争入札参加申請書(入札後審査型一般競争入札実施要綱(平成22年3月松前町告示第30号。以下「要綱」という。)様式第1号)を次により提出し、審査を受けなければならない。

ア 受付期間 令和4年9月26日(月)から同年10月6日(木)正午までの執務時間中(土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までは除く。))

イ 提出方法 持参による。

ウ 受付場所 前項(1)による。

(2) 審査結果は、申請した者に、申請書を受理した日の翌日(土・日曜日及び祝日を除く。)まで

に競争入札参加通知書（要綱様式第2号）（以下「通知書」という。）により通知する。

5 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 審査の結果により入札参加資格がないとされた者は、通知書を受け取った日から起算して3日（土・日曜日及び祝日を除く。）以内の正午までの執務時間中に、書面（日本産業規格A4サイズで書式自由）によりその理由の説明を求めることができる。この場合において、当該書面は、持参するものとする。
- (2) (1)で説明を求めた者に対し、(1)の書面を受け付けた日の翌日から7日（土・日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により行う。

6 設計図書等の貸出し

設計図書等は、当該入札に関する情報とともに電子媒体（CD）に記録して貸し出す。貸出期間は、入札日までとし、貸し出したCDは、入札当日に返却すること。

7 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に関し質問がある者は、質疑応答書（要綱様式第3号）を次により提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和4年10月6日（木）正午までの執務時間中
- (2) 提出方法 質疑応答書を3(1)の担当する部局に持参又は3(4)の電子メールアドレスまで送信すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信の確認を行うこと。
- (3) 回答方法 令和4年10月11日（火）までに、入札参加資格があると認められた者全員に対し、電子メールにより回答を行う。

8 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年10月14日（金） 午前10時00分
- (2) 場 所 松前町役場庁舎4階 401会議室

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金額の100分の10以上を納付すること。ただし、担保となる有価証券、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結をもって契約保証金に代えることができる。

10 入札当日に提出する書類

入札当日には、次の全ての書類（各1通）を提出しなければならない。なお、提出できない場合は失格とする。

- (1) 建設業に係る許可通知書の写し又は許可証明書の写し（最新のもの）
- (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（最新のもの）
- (3) 配置予定技術者調書（要綱様式第4号）
- (4) (3)の内容が確認できる添付資料
- (5) 第1回目の入札書の金額と同額の工事費内訳書（CDに記載の「入札時提出用工事費内訳書」（見本）の工事区分及び工種ごとに金額を記載すること。記載内容が同じならば、別様式でも可。明細書を含む。）
- (6) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けたことを証する書面

11 入札方法

- (1) 入札の執行回数は、2回までとする。
- (2) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

12 落札の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の有効な入札を行った者を落札候補者として入札を終了する。その後、落札候補者のうちで最も低い入札価格の者の審査を行い、その者が要件を全て満たしている場合、その落札候補者を落札者として決定する。ただし、要件を満たしていない場合には、次順位の入札価格の落札候補者から順次審査を行い、落札者を決定する。

13 入札の無効に関する事項

- (1) 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加申請において虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は、無効とする。

14 支払条件

- (1) 前 金 払 当該会計年度の出来高予定額の4割以内とし、財務規則第185条の規定により行う。
- (2) 中間前金払 当該会計年度の出来高予定額の2割以内とし、財務規則第185条の2の規定により行う。
- (3) 部 分 払 中間前金払に代えて部分払を選択した場合に限り、財務規則第184条の規定により行う。

15 その他

(1) 落札者の入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

(2) 契約の成立等

ア 落札者の決定後請負契約の締結までの間において当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

イ 当該入札において談合等不正行為の事実が発覚した場合は、契約を解除することがある。

ウ 当該入札において請負業者の役員等が逮捕されるなどの社会的影響が大きいと判断される事件が発生した場合は、契約を解除することがある。

(3) 現場説明は、実施しない。

(4) 競争入札参加申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 競争入札参加申請書等の提出された書類は、返却しない。

(6) 入札参加者は、入札心得を熟読し、遵守しなければならない。

(7) 入札参加者が1者となった場合でも、入札は執行する。

(8) 6に規定するCDの内容は、次のとおりである。

ア 設計図書

イ 入札当日の提出書類

ウ 入札時提出用工事費内訳書（見本）

エ 工事請負契約書(案)

オ 松前町建設工事請負契約に係る予定価格及び最低制限価格取扱要領

カ 入札心得

キ その他